

青森県報

号外第二十八号

平成二十五年
三月二十九日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (財務指導課) …… 一

告 示

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程…………… (林政課) …… 一

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第百条第二項第一号中「千万円」を「百万円」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第百五十四条第三号中「年三・一パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。

附則第四条中「及び第二項」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、「同条第二項中「各号」とあるのは「各号（第二号を除く。）」と、同項第二号中「千万円」とあるのは「百万円」とを削る。

別記第二の第三十四条第四項第一号中「1,000万円」を「100万円」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第十一項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

別記第二の第四十一条第二項及び第四項並びに第四十九条第三項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

別記第二の特記事項中「、回条第4項中「次の各号」とあるのは「第1号及び第3号から第5号まで」と、同項第1号中「1,000万円」とあるのは「300万円」とを削る。

別表第一中「青森県立青森戸山高専学校」及び「青森県立八戸南高等学校」を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県財務規則第百五十四条第三号並びに別記第二の第三十四条第十一項、第四十一条第二項及び第四項並びに第四十九条第三項の規定は、平成二十五年四月一日以後に締結する契約（同日前に青森県財務規則第百五十六条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。）について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に青森県財務規則第百五十六条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第百六十六号

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

青森県営林の立木及び素材売払規程（昭和三十八年四月青森県告示第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式の第九条中「#3.1パーセント」を「#3.0パーセント」に改める。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭